

# 鹿屋市立大始良小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ピア・サポート活動等の縦割りの異学年交流を用いた教育課程を編成し、人間関係づくりや諸問題の解決のため話し合い活動の充実を図る。
- 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。
- いじめ防止に対する支援・指導は、学級担任一人で解決するのではなく、多面的な解決を行うため、学校全体及び外部機関との連携を図り、指導体制を確立する。

#### イ いじめの早期発見のための措置

- いじめは、「どの児童、どの学校でも起こり得る」という認識に立ち、学校全体で組織的に対応し、役割連携を徹底する。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年6回実施（「いじめ問題を考える週間②」「学校教育に関するアンケート①」「児童の学期末自己評価③」するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- 「いじめ対策必携」（県教委）等を活用して教職員の危機意識を高める。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（「定例教育相談週間（毎月）」「全児童・保護者対象教育相談」）
- 教職員のアンテナを高くした情報収集を行う。（学級PTA、PTA活動、巡回広報、学校評価などと連動させた情報収集）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやＳＣ，市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。
- 学級ＰＴＡやＰＴＡ総会等で，保護者等にいじめ防止等に関する対策を理解してもらう機会を設ける。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的に対処できる指導態勢を整備する。また，必要な啓発活動として外部講師を招き，携帯電話教室等を行う。
- 携帯電話・インターネット等の使用状況等調査の結果を公表するとともに，情報モラルを学校と家庭と連携して取り組む。（ＰＴＡ総会，学級ＰＴＡ等で「インターネット利用実態調査と保護者の認識の比較から浮かび上がる課題」を活用する。また，情報モラル指導計画を紹介する。）

(2) いじめ防止等に関する措置

- ア 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置  
いじめの防止等を実効的に行うため，以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】

校長 教頭 生徒指導主任 養護教諭 学年主任 PTA会長  
学校評議員 民生委員 SC 警察

【内容】

- ・ いじめ防止基本方針の全体計画に関すること。
- ・ アンケート調査や教育相談に関すること。
- ・ いじめ事案への対応や指導方針の協議に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響，その他，いじめ問題に関する児童の理解に関すること。

【開催】

学期1回の定例会及びいじめ事案発生時の緊急開催

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は，速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。（ＳＣ等を活用した心のケア）
- いじめられた児童やその学級内児童の対人関係能力の向上・改善のために，児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニング等を行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けさせる必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事実に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の事項に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組。
- \* 実態把握の1つとして、学期末に児童による自己評価の取組を行う。(下図)

#### 学校楽しいかなアンケート(1学期)

○ 「喜んで登校・満足して下校」をめざした学校生活が過ごせることが先生や家族の人の願いです。そこで、毎学期ごと、以下のようなアンケートを実施して、みなさんの学校生活の様子を知り、これからの学校生活に生かしていきたいと思えます。

I 現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを下の1～4の中から1つずつ選び、番号に○をつけてください。

質 問		当てはまる	どちらかと言え ば当てはまる	どちらかと言え ば当てはまらない	当てはまらない
①	学校が楽しい	1	2	3	4
②	みんなで何かをするのは楽しい	1	2	3	4
③	授業に主体的に取り組んでいる	1	2	3	4
④	授業がよく分かる	1	2	3	4

II 今学期になってから次のようなことを、この学校のだれか(友達)からされたり、反対にこの学校のだれか(友達)にしたりしましたか。当てはまるものを下の1～4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

質 問		当てはまる	どちらかと言え ば当てはまる	どちらかと言え ば当てはまらない	当てはまらない
⑤	たたかれたり、けられたり、強くおされたりした	1	2	3	4
⑥	ぼう力ではないが、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりした	1	2	3	4
⑦	たたいたり、けったり強くおしたりした	1	2	3	4
⑧	ぼう力ではないが、いじわるをしたり、イヤな思いをさせたりした	1	2	3	4